

(件 名) 行政チェック機能の適法化に関する陳情書

(陳情の要旨)

鹿児島県営特殊農地保全整備事業西花岡地区土地改良事業は昭和56年に事業が確定し昭和62年まで工事が施行されましたが、事業計画変更の法手続きを怠っていた。

5工区の権利者であるA氏の異議申し立てで、換地5工区の法定手続きを平成3年に行ったが、5工区以外については編入や除外があったが、法定手続きがなされていない。又、事業の変更に伴う事業費の増加が1割を超えているが、通常変更の法手続きが取られていない。

鹿児島県農地整備課は、変更事業計画概要書を虚偽公告し、軽微な変更で済ませている。

平成3年1月11日の変更事業計画書は、虚偽公文書である。地区面積、事業費を訂正すべきところが訂正されていない。

平成12年(行コ)第3号行政処分取消請求事件、平成13年5月2日準備書面で次の表のようにのべている。

換地区名	当初計画面積 (a)	施工(換地)面積(b)	差 (b - a)
1工区	45, 3 ha	37, 1 ha	△8, 1 ha
2工区	67, 6 ha	57, 2 ha	△10, 4 ha
3工区	54, 6 ha	55, 6 ha	1, 0 ha
4工区	46, 0 ha	46, 1 ha	0, 1 ha
5工区	—	3, 5 ha	3, 5 ha
計	213, 5 ha	199, 5 ha	△14, 0 ha

換地5工区以外の地区の事業地区の編入、除外についての変更の公告は、行っていないと述べていた。平成13年6月25日準備書面で変更事業計画書は、甲55証と同一で有ると述べていた。平成26年(行ウ)第10号換地処分無効確認請求事件、平成28年8月4日準備書面で平成13年5月2日準備書面を撤回すると主張した理由は、平成13年5月2日準備書面の準備書面作成時は、変更事業計画書は、発見されていなかったとのことですが、平成13年6月25日準備書面で甲55証として変更事業計画書は存在していた。「甲55証」換地計画における予定地域一覧表の部分の備考欄には訂正された地積が記されている。

出張復命書「平成28年6月22日」に、記されているように鹿児島県農地整備課B、Cは、虚偽の文書を弁護士に作成させて裁判所に提出した。

変更事業計画書には、事業費も変更されているが物価上昇で誤魔化している。5工区の事業費は52,734千円である。

昭和56年から昭和63年の物価上昇率1.1倍である。

当初計画の事業費816,000千円を昭和63年の物価に換算すると、905,760千円になる。

変更後の事業計画書の事業費は、1,323,304千円と書いてある。1,323,304千円から昭和63年物価換算当初事業費905,760千円を引くと364,810千円になる。

差額364,810千円は、事業費の増加を誤魔化している。

事業費の増加は、当初事業費の10%を超えており土地改良法87条の3に規定する通常変更の法手続きを欠いている事は明白である。変更後の事業計画書は、虚偽公文書である。

平成30年1月15日出張復命書でもD県議に嘘の説明をしている「土地改良法の誤りは、裁判で指摘されているが事業を覆す程でない」と判決が出ている。他の地権者は満足している」と説明しているがA氏の裁判の判決は、5工区は工事後ではあるが軽微な手続きが取られたと言う理由で事情判決が出ている。

事業計画変更の法手続きは一定地域全体でなければならない。鹿児島県農地整備課は、調査もせずに裁判になれば直ぐ虚偽の主張をするが。事業施行の当事者である鹿児島県は、証拠書類もすべて持っている訳だから県民に信義則に従って誠実に物事を進めるべきである。虚偽の証拠で判決を得ても再度裁判をされたら「民事訴訟法第388条第6項」の再審事由になる。地権者は約500名おります。今は地権者全体に土地改良法の取消し理由と無効理由が理解されていないだけです。D県議も、現地調査をして法手続きをとらずに換地処分してあることは確認しながら県の違法行為を黙認している。行政手続きの重要性を認識されているのか見識を疑う。土地改良事業は、個人の財産権に行政が公権力で変動をもたらすので土地改良法で厳格な手続きが規定されている。土地改良法の立法趣旨を理解され県議会におかれても法令を遵守し予算の適法な執行をされるように陳情します。

(添付書類省略)